

諮問日：平成30年12月25日（平成30年度（最情）諮問第71号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第31号）

件名：特定の動画の作成経緯等が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「人と向き合い、より良い司法の未来を創る。」と題する裁判所作成の動画の作成経緯及び制作費用が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、本件開示の申出に係る動画（以下「本件動画」という。）の配信を含む2020年卒業生向け広報活動全体について請負契約を締結しており、本件動画に関しても、その制作業務のみならず配信のためのシステム等の構築及び構築したシステム等の維持・管理業務を一括して委託しているため、本件動画に限った作成経緯及び制作費用が分かる文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 審議
- ④ 令和元年6月21日 審議
- ⑤ 同年7月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、その申出の内容に照らせば、本件動画に関する企画立案等の本件動画の作成に至った経緯が判明する文書及び本件動画の制作費用が判明する文書であると解される。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所は、本件動画の配信を含む2020年卒業生向け広報活動全体について請負契約を締結しており、本件動画に関しても、その制作業務のみならず、配信のためのシステム等の構築及び構築したシステム等の維持・管理業務を一括して委託したとのことであり、このような契約の形態も十分あり得ると考えられることからすれば、本件動画に限った作成経緯及び制作費用が分かる文書を作成又は取得していないとの上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人